



## 農産物直売所等電気料金緊急支援事業費補助金 募集案内

農林水産物直売所、農漁家レストラン、農漁家民宿（以下直売所等）に対し、物価高により高騰した施設運営に係る電気料金増額分の一部を支援します。

### 補助金の概要

#### 1. 対象者

次の（１）又は（２）の要件を満たすもの

（１）地域の農林漁業者が生産した農林水産物の販売を目的として設置された施設を有する者又は運営する者（以下の①又は②の要件を満たすものとします。）

① 売り上げの1/2以上が、農林漁業者が出品している製品である場合

② 売り場面積の1/2以上が、農林漁業者が出品する産品を設置する場所である場合

（２）農林漁業者等が運営する農漁家レストラン及び農漁家民宿

※ ただし、直売所等の施設について、地方自治体からの指定管理者となっている者は本事業の対象外となります。

※ 申請時点で営業を休止している場合及び申請時営業していても今後営業を休止又は廃止することが決定している場合も本事業の対象外となります。

#### 2. 補助率

補助対象経費の1/2以内

※申請額が予算上限を超えた場合、予算の範囲内で執行するため、申請額を一定割合で減額し交付します。

#### 3. 補助対象経費

直売所等の運営に係る令和6年度の電気料金の総額から、令和3年度の電気料金の総額を差し引いた額（ただし、消費税及び地方消費税を除く）

補助対象経費＝令和6年度電気料金の総額（A）－令和3年度電気料金の総額（B）

（A）令和6年1月から令和6年12月までの電気料金の合計額  
（令和7年1月から3月分の額が確定されないことが見込まれるため、令和6年1月から3月分で代用するもの）

（B）令和3年4月から令和4年3月までの電気料金の合計額

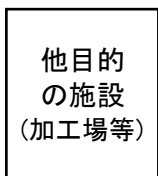
交付要綱に定める（別紙1）  
補助金額算定基礎資料に  
入力してください。

ただし、直売所等が他目的の施設と併設しており、電気料金の請求等が区分されていない場合は、面積の割合で案分するものとし、直売所等の面積割合を乗じた額を補助対象額となります。

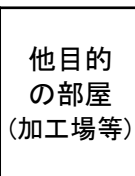
※面積割合で案分する場合は、施設の図面（対象となる施設の占める割合がわかるもの）を提出してください。

※直売所部分等と他目的の部分が明確に区分できない場合は対象外となります。

●他目的の施設と併設され、電気料金の請求等が区分されていない場合（直売所の場合の例）



(農産物直売所と他施設が別棟の場合)  
農産物直売所の面積割合分が補助対象



(同一施設の場合)農産物直売所の面積割合分が対象となるが、明確に区分けできない場合は対象外。

判断が難しい場合など  
まずはお気軽に相談  
ください。

## 募集期間及び提出方法

### 1. 募集締切

令和7年2月14日(金)まで(必着)

### 2. 提出方法

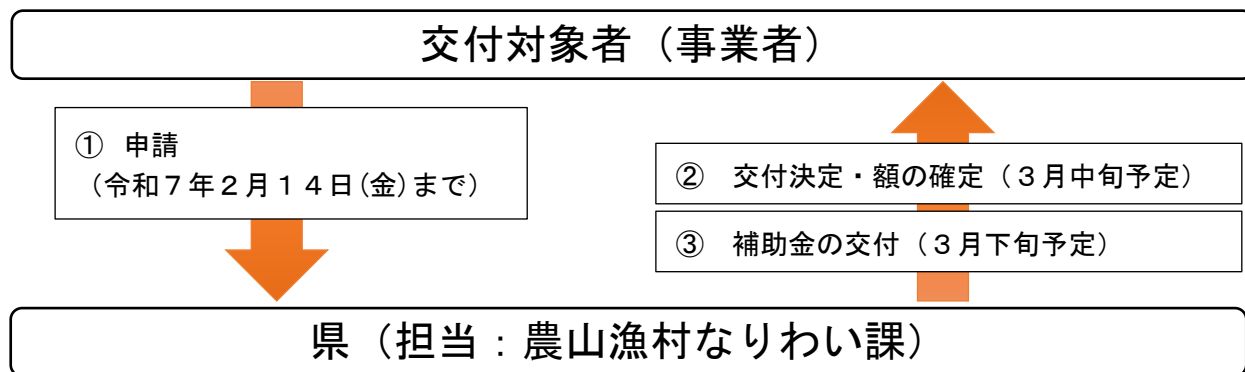
1の募集締切までに、3の提出書類一式を提出先(下記問い合わせ先に同じ)へ原則、電子メールにて提出願います。(県納税証明書は原本を郵送又は持参してください。)

### 3. 提出書類

- (1) (別記様式第1号)農産物直売所等電気料金緊急支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書
- (2) (別紙1)補助金額算定基礎資料
- (3) 電気支払実績証拠書類(領収書の写し等の電気料金が確認できる書類)
- (4) 施設の図面(概要がわかるもの)※電気料金を面積割合で案分・算出した場合は提出すること。
- (5) (別紙2)暴力団排除に関する誓約書
- (6) 県納税証明書(発行から3カ月以内の原本で、すべての県税に未納がないもの)

※必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

## 本事業の主な流れ



## その他

申請等についての詳細は、宮城県のホームページ(交付要綱等)で御確認ください(以下 URL、QR コード参照)。

URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nariwai/korona/dennkiryoukin.html>

\*本事業に関する問い合わせ・申請書類提出先\*  
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1  
宮城県農政部農山漁村なりわい課 6次産業化支援班  
TEL : 022-211-2242  
FAX : 022-211-2416  
E-mail : nariwai-6@pref.miyagi.lg.jp

